**平成２１年（フ）第１３１号**
広島県呉市広白石４丁目14番３号
債務者　天野　夏美
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
広島地方裁判所呉支部

**平成２１年（フ）第１３９号**
広島県江田島市江田島町鷲部１丁目４番９号
債務者　川野　邦男
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
広島地方裁判所呉支部

**平成２１年（フ）第７８号**
高知県高岡郡椙原町飯母2883番地、前住所高知県高岡郡椙原町川口5747番地
債務者　高橋　正憲
1　決定年月日時　平成21年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
高知地方裁判所須崎支部

**平成２１年（フ）第８１号**
高知県吾川郡仁淀川町土居甲756番地２
債務者　中山　篤美
1　決定年月日時　平成21年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
高知地方裁判所須崎支部

**平成２１年（フ）第８２号**
高知県高岡郡椙原町初瀬本村552番地
債務者　大下　英仁
1　決定年月日時　平成21年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
高知地方裁判所須崎支部

**平成２１年（フ）第９６号**
高知県須崎市原町１丁目５番24号
債務者　辻　由紀子
1　決定年月日時　平成21年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
高知地方裁判所須崎支部

**平成２１年（フ）第５３２号**
大分市大字片島659番地の１
債務者　吉野　　瞳
1　決定年月日時　平成21年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２１年（フ）第２７８号**
宮崎市新別府町薗田139番地２　シティハイツ薗田201号
債務者　宮川　聡美
1　決定年月日時　平成21年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２１年（フ）第３６７号**
宮崎市船塚３丁目136番地　小松第２ビル301号
債務者　二宮　良子
1　決定年月日時　平成21年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２１年（フ）第６８号**
愛媛県八幡浜市保内町須川161、住民票上の住所兵庫県宝塚市安倉南４丁目35番30号
債務者　戎子　和子
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

**平成２１年（フ）第２１４号**
兵庫県伊丹市荻野４丁目30番地　第２中村マンション404号、前住所兵庫県宝塚市米谷２丁目14番20―105号
債務者　七尾　高明
1　決定年月日時　平成21年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

**平成２１年（フ）第２３７号**
兵庫県宝塚市平井５丁目２番１―402号
債務者　奥野　圭子
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

**平成２１年（フ）第２７７号**
兵庫県伊丹市東野６丁目６番地　エルパラシオ508号、前住所兵庫県川西市鼓が滝１丁目34番３号
債務者　デフ・システムこと　陰山　秀信
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

**平成２１年（フ）第２８５号**
兵庫県伊丹市瑞ヶ丘３丁目６番地　ヴィラ瑞ヶ丘203号、前住所兵庫県伊丹市瑞ヶ丘２丁目３番地の１　コスモハイツ瑞ヶ丘Ｂ―509号
債務者　安達　祥代
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

**平成２１年（フ）第２９６号**
兵庫県伊丹市荒牧南４丁目15番９―20号、前住所兵庫県伊丹市荻野１丁目157番地第５せらび荘Ｃ室
債務者　前田幸治郎
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

**平成２１年（フ）第９４号**
兵庫県朝来市和田山町土田728番地１
債務者　居合　孝一
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

**平成２１年（フ）第９５号**
兵庫県朝来市和田山町土田728番地１
債務者　居合　輝尾
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係